

2017年2月〇〇日

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
衆議院憲法審査会長 森 英介 殿
参議院憲法審査会長 柳本 卓治 殿

国民投票のルール改善を考える会

〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
ほか

国民投票運動費用規制の新設に係る国民投票法の改正について

謹啓 時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のことと大慶に存じます。

ことは、日本国憲法が施行されて70年であると同時に、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号。以下「国民投票法」という。）が制定、公布されて10年という節目の年に当たります。

当会は、このような節目に際して、憲法を改正するべきか否かという思想、立場の相違を超えて結成されました。その目的は、憲法改正国民投票の「自由」と「公正」が担保されるよう、国民投票法の改正を視野に入れた新たなルールづくりを実現することであり、諸外国の実例も参照しつつ、議論を重ねてまいりました。

そしてこの度、別紙のとおり、「**国民投票運動費用規制の新設に係る国民投票法の改正について（提案の概要）**」をまとめましたので、ご高覧いただければ光栄に存じます。

国民投票運動費用規制は、国民投票法の制定及び第一次改正のさい、いずれにおいても議論にならなかった論点ですが、憲法改正原案の発議、審査が現実の政治日程に上がっていない今こそ、落ち着いて議論を興し、幅広い合意を形成することができると、当会は確信しております。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白